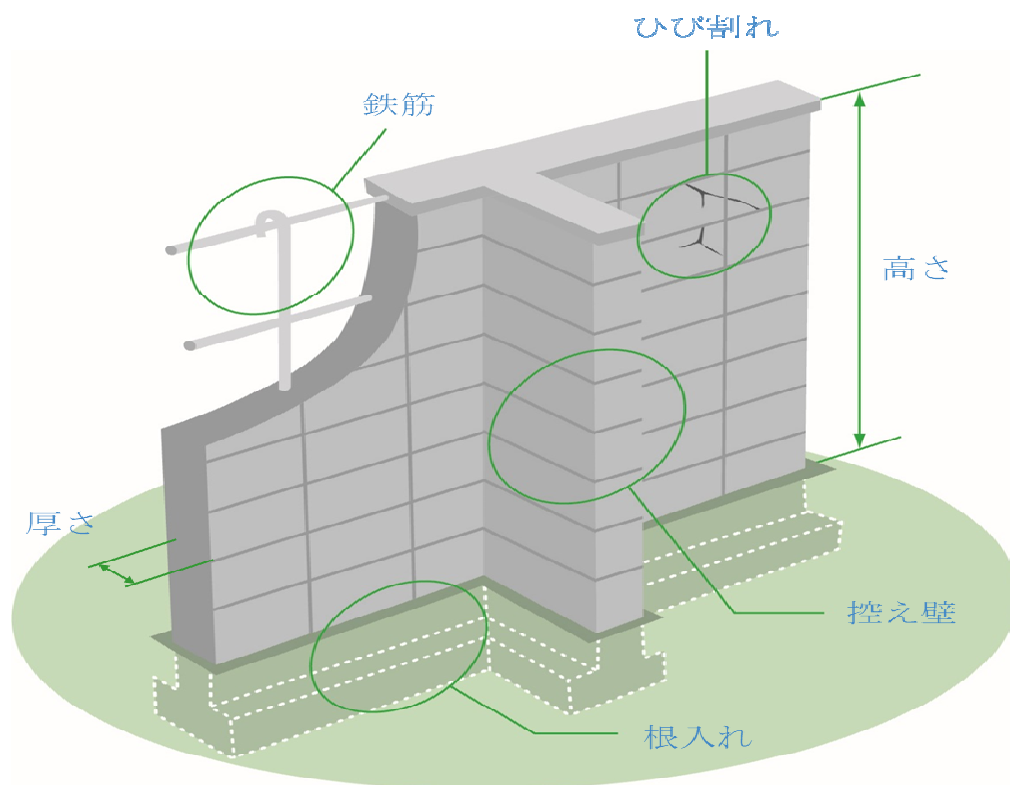


ブロック塀等の撤去にかかる費用の一部を補助します

《ブロック塀等の安全確保に関する事業のご案内》



本市では、地震による住宅や建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、耐震改修関係の支援を行い、耐震改修の促進を図っています。

平成30年6月に発生した大阪北部を震源とする地震では、耐震性に問題のあるブロック塀等が倒壊し、2名が死亡するなど重大な被害が発生しました。

そのため、本市においても市民の安全確保を促進するため、ブロック塀等の安全確保にかかる費用の一部を補助します。

令和2年
佐賀市

1 補助制度の内容

この制度は、安全確保のため、ブロック塀等の撤去を実施する所有者に対して、その費用の一部を補助するものです。

2 対象となるブロック塀等

佐賀市内にあるブロック塀等で、次の要件を満たすものが補助の対象となります。

① 補助対象路線

住宅や事業所等から避難所等へ通じる国県市道その他これらに準ずる道路（港湾道路や林道）若しくは建築基準法上の道路

② 補助対象ブロック塀等

上記路線沿道のブロック塀等で、道路から高さ1m以上、かつ、危険性があるもの（道路に面していない隣地境界等のブロック塀等は対象外。）

③ 補助対象事業

撤去のみ（一部残す場合は高さ40cm以下、ただし、建築基準法第42条第2項に規定する道路内の場合は道路面まで撤去。なお、建替えの際の撤去分のみは対象。）

3 補助を受けられる方

- ・補助の対象となるブロック塀等の所有者
- ・その他市長が所有者に準ずると認めるもの（親族等）

4 危険性があるものの基準

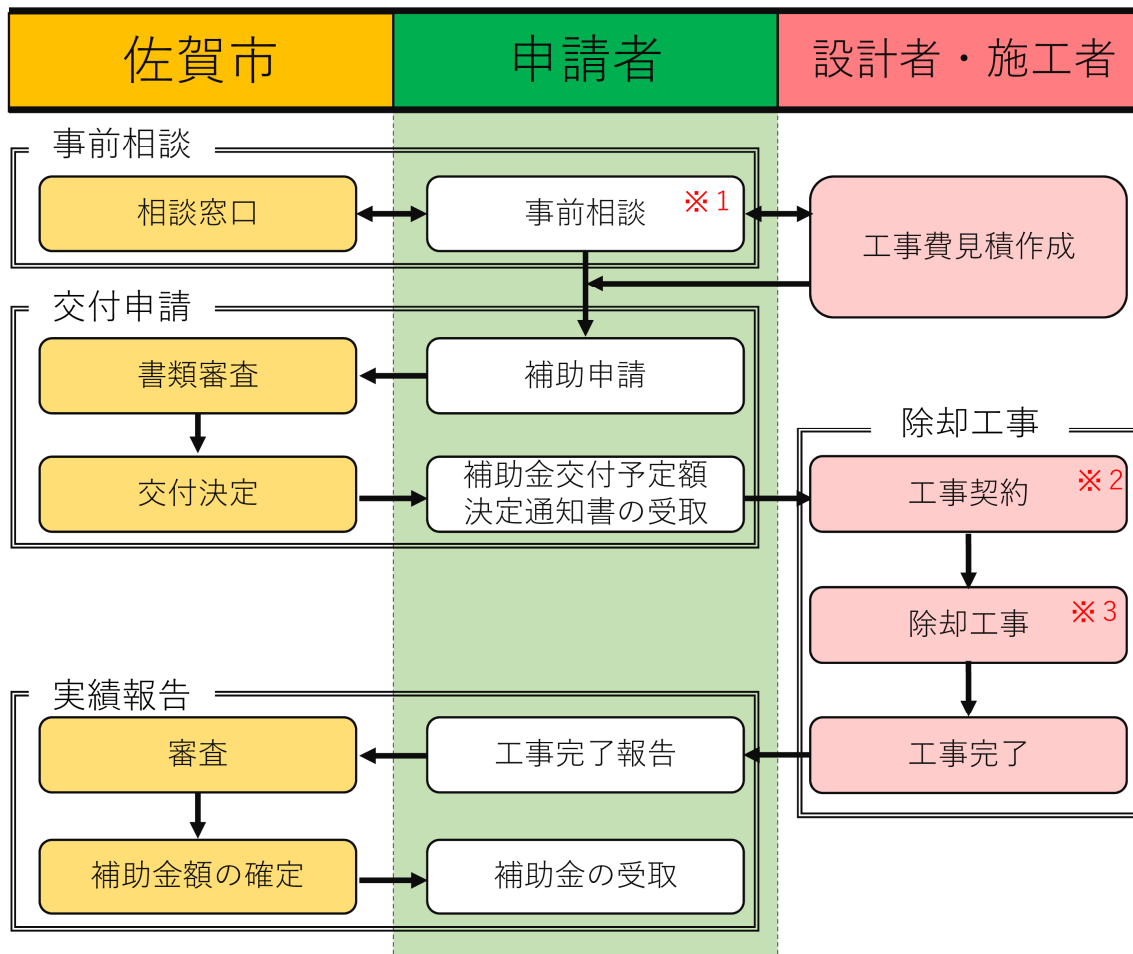
この制度を活用するためには、別紙の「ブロック塀の点検のチェックポイント」による点検の結果、倒壊の危険性があると判断されたものに限りします。

※ご自身でチェックし、その状況が分かる写真を窓口に持参し、ご相談ください。

5 ブロック塀等とは

レンガや石積みなどの組積造及び鉄筋が入った補強コンクリートブロック造の塀をいいます。

6 手続きの流れ



【注意事項】

- ※1 必ず事前に補助の対象となるかご相談の上、お申し込みください。
- ※2 補助金交付予定額決定通知書の交付日以前に工事を契約した事業は補助の対象外となります。必ず事前に申請を行ってください。
- ※3 工事の完了報告の際には、申請を行った全ての除却箇所について除却前後の写真が必要です。撮り忘れ・漏れが無いようご注意ください。

なお、予算の都合上、今年度の予定件数に達した場合は、受付を締め切らせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

7 補助金算定例

補助額の算定

補助対象額：実際に要した費用、20万円かつ1万円/mのいずれか少ない額

【ケース1】

ブロック塀の長さが15mで実際に要した費用が18万円の場合

- ・実際に要した費用：18万円
- ・補助上限：20万円
- ・ブロック塀の長さ：15m×1万円=15万円 ⇒ 最も少ない額

補助金額：15万円×2/3（補助率）=10万円

【ケース2】

ブロック塀の長さが10mで実際に要した費用が9万円の場合

- ・実際に要した費用：9万円 ⇒ 最も少ない額
- ・補助上限：20万円
- ・ブロック塀の長さ：10m×1万円=10万円

補助金額：9万円×2/3（補助率）=6万円

【ケース3】

ブロック塀の長さが25mで実際に要した費用が22万円の場合

- ・実際に要した費用：22万円
- ・補助上限：20万円 ⇒ 最も少ない額
- ・ブロック塀の長さ：25m×1万円=25万円

補助金額：20万円×2/3（補助率）=13万3千円

ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

佐賀市役所 建設部 建築指導課

電話 40-7170 FAX 40-7392

E-MAIL kenchikushido@city.saga.lg.jp